

早稲田商学第 399 号
2004 年 3 月

書 評

土田武史・佐口 卓(著)『社会保障概説(第四版)』 (光生館, 2003年)

松 溪 憲 雄

(1)本書は、故・佐口 卓早大名誉教授(2000年3月11日, 御逝去)と土田武史教授との共著として出版された社会保障論の教科書である。これまで好評のうちに版を重ね、度々増刷されてきた佐口先生の、『社会保障概説(第三版)』(1999年)(以下では、旧著と呼ぶ)の新版という形になっている。単なる改訂版ならば貴重な紙面を割いてわざわざ書評するまでもないが、本書は改訂版の形をとっているものの、以下にみるようにその内容は旧著を大幅に書き改めたものである。土田武史教授による新著として世に問うても良かったのではないかと思われる程に、その内容が大きく変わっている。したがって、新たに書評する価値のあるものだと、評者は判断している。

(2)今日、社会保障論を学ぶ学生は、大きく分けると二つのグループに区別されると思っている。一つは、商学部、経済学部、法学部など、いわゆる社会科学系の学部において、基幹科目の発展・周辺科目として学ぶ学生である。社会政策論や、保険論、経済政策論、労働法などの発展・周辺科目として、社会保障論を学ぶのである。言ってみれば、基幹科目の知識を拡大・補充していこうとする姿勢で学ぶので、上記のような学部の学生のなかで社会保障論を選択する学生はそれ程多くないと思われる。今一つは、社会福祉学部などの社会福祉系の学部において、社会福祉を学ぶ上で不可欠の科目のなかの一つとして、社会保障論を学ぶ学生である。社会福祉系の学部では、所定の科目(厚生労働大臣の指定する科目)の単位を取得すると、社会福祉士や精神保健福祉士という国家試験の受験資格を得ることができる(両者の指定科目には、共通する科目が数多くあり、社会保障論もそのうちの一つである)。そうした学部では、カリキュラムも概ねこのような科目を中心にして編成している。その指定によれば、社会保障論は、公的扶

助論，地域福祉論と一緒に一つのグループに包括され，これらのうちのどれか一つを選択すれば良いことになっている。社会保障論を必修にする大学もあれば，地域福祉論を必修にしている大学もある。地域福祉論が必修になっているような大学においても，社会保障論が選択科目として配置されており，多くの学生が選択している。つまり，社会福祉系の学部においては，その軽重はあるにせよ，社会保障論は国家試験のための重要な科目である。その社会福祉士試験の受験者数は，平成元年の第 1 回試験の約一千人から，平成15年の第15回試験の約三万三千人へと激増している。平成11年から始まった精神保健福祉士試験の受験者数も，第 1 回試験の約四千八百人から，平成15年の第 5 回試験の約五千六百人へと微増している。この人達の殆どが，試験に合格するために教科書を買って社会保障論を学んでいるのである。したがって，社会保障論の教科書といえは，いきおい，マーケットの確定している国家試験の受験者を対象とするものとなってきている。

(3) 社会保障論の教科書は，社会保障の内容が多岐にわたることもあって，従来から，単著よりも共著が多かった。ただし，かつては，その内容は多様であり，良くも悪くも編者の個性が出ていた。ところが，社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験が始まりだすと，どの教科書も厚生労働省の出題基準に準拠して執筆されるようになり，その内容が均一化する傾向が出てきた。このことを否定的に評価するならば，どの教科書も国定教科書のように画一化されてしまっているということである。どの教科書も厚生労働省の出題基準に準拠して執筆されており，どこを切っても同じ絵柄が出てくる金太郎飴のように，同じような構成の教科書ばかりなのである。言うまでもなく，国家試験の受験生にとってみれば，試験範囲に忠実な教科書こそが良い教科書である。ところが，本書は，構成・内容に独自性があり，必ずしも厚生労働省の出題基準に準拠して執筆されている訳ではない。本書の目次と，出題基準とを比較対照すれば，その違いがよく解る筈である（紙数の都合で，両者を掲示できなかった）。出題基準は，10の「大項目」から構成されており，その各々が「中項目」と「小項目」に分かれている。出題範囲を明示しているのは「中項目」であるとされているので，この「中項目」と本書の目次の各節とを比較して，その相違を大雑把に見てみたい。「中項目」にあって，本書の目次の節に無いものは，労災保険と雇用保険，公的施策と民間保険との関係，民間保険の現状，社会保障の実施体制（社会保険事務所など），権利救済制度，専門職（社会保険労務

士）である。他方、本書の目次の節にあって「中項目」に無いものは、類型化からみた社会保障、所得保障と医療保障、経済保障と所得再分配、社会保障の前提条件、所得保障の意味、貧困と傷病、社会保障と医療保障、医療保険の性格、診療報酬の支払い方式、保険と医療の調和、年金生活者の形成である。

このような違いを大まかに約言すると、出題基準の方が実務的ないしは制度の概説に終始しているように思える。本書の方は、社会保険とは何かとか、あるべき医療保障とはどのように考えるべきなのかなどについて、ことこまかに論じており、どちらかと言うと理論的であり、より広い視野から社会保障を論じているように思える。歴史に関しては、本書では、諸外国の歴史は独立した節では触れられておらず、土田教授の造詣の深いドイツの社会保険の歴史ですら、社会保険の関連箇所ですら少し言及されているだけである。だが、日本の社会保障の歴史だけに関して言えば、本書の方がはるかに詳しい。また、本書では労働保険については、歴史的な経緯についてしか触れていないので、大いに気になる点である（このことについては、最後に再度触れる）。

(4)次に本書は、旧著とどこが違っているのであろうか。まず第一に、総頁数が220頁から247頁に増えている。基本的な章立てはあまり変わっていないように見えるが、新規に介護保険の章を設けて、11章立てになっている（介護保険が2000年に発足して以降、出題基準においても追加があって介護保険が入っている）。第二に、第X章に入っていた社会保障の最近の動きを示す年表が無くなったし、巻末の図表が少なくなっている。本文中に、年金や医療保険の制度体系や、医療保険の給付体系、医療費の財源構成などの図が入り、巻末には社会保障と経済との関連を示す表などが残されている。第三に、幾つかの章に新たに節を設けてより概説的に説明するようにも心がけている。即ち、「第 章 所得保障の制度」に「公的扶助」の節、「第 章 日本の年金制度」に「公的年金制度」の節、「第 章 日本の医療保険制度」に「医療保険制度の概要」の節を加えたのである。旧著では巻末の図表で簡単に表示されているようなことが、説明として加わっているのである。このように新たに付け加えられた節の内容は、かつては教科書に入れるまでもない常識として扱われていたのかもしれない。学生の常識が大きく変わったことの反映であると言えるかもしれない。第四に、「第X章 1980年代の社会保障改革」と「第XI章 転換期の社会保障」は、ごく一部を除き全面的に土田教授の筆によるものである。これらの章は、日本の社会保障の動向に焦点を当てた解説であ

る。手際よく問題点が整理されており、学生が最近の動きを知るには便利だとは思ふ。だが、議論が細部にわたっているのでどこまで理解できるのか不安にも思う。例えば、医療に関して言えば、「第 章 日本の医療保険制度」に「今後の課題」と題した節が設けられ、あるべき医療保障制度についての根本的な論点が提示されている。これらの論点を念頭に入れて、「第XI章 転換期の社会保障」の具体的な医療制度改革の動きとを対応させると理解しやすい構成にはなっている。しかし年金に関して言えば、「第 章 日本の年金制度」においては根本的な論点が提示されていないので、「第XI章 転換期の社会保障」で述べられているような具体的な年金制度改革の動き（例えば、厚生年金基金や、確定拠出年金などの企業年金の問題）が理解できないのではないかと危惧するのである。

(5)最後に、幾つかの気になる点を挙げることで、本稿を終わりたい。第一に、今の学生が社会的な問題に対して、恐ろしいぐらい関心も知識もないことである。社会保障を勉強していく上で、社会主義や、労働運動、政党などの動きを知っていることは非常に重要だと思うのだが、高校で、日本史や、世界史を勉強してきていないし、新聞も全く読まない。したがって、近代・現代の歴史年表ぐらいは、教科書に収録しておくべきではないかと思っている。第二に、労働保険の扱いについてである。労災保険と雇用保険を社会保障の授業でどの程度扱う時間が取れるかということである。国民の生活の安定という点では、労働保険は年金保険や医療保険と同じくらい重要な制度ではあるが、対象が労働者に限定されている特殊な制度であるだけに、評者などでも年間の限られた授業時間のなかでは割愛しているのが実情である。だからといって教科書に含めなくても良いとは言えないであろうが、共著ではなくて単著で出すとなると、個人の能力を超えるのではないか。実際、本書と同じくらい定評のある単著の教科書でも、労働保険はほんの少し扱われているだけである。第三に、本書は、土田教授の御苦労によって随分と使いやすくなったということである。構成に重複するところが無くなったし、文章も解りやすくなった。旧著の場合、文章に含みのある表現が多く、それが味わいを深くしていた面もあるが、解りづらい面もあった。明晰な表現に変えるために、土田教授は、おそらく翻訳をする時に味わうのと同じような苦労を味わわれたことであろう。つまり、翻訳は、自分の思いのままに書くことはできず、原著者の思いを汲んで、それを活かすような表現を模索することに終始しなくてはならないのである。第四版として出版する

よりも，新著として出版する方が，苦勞も少なく個性も出しやすかったらと思うられる。

以上，思いつくままに論じてきたが，一つだけ要望を出しておきたい。即ち，本書を是非とも継続的に改訂して頂きたいということである。最近の社会保障の動きは急速であるだけに，執筆時に最新の状況説明がなされていても，極端な場合，出版時には陳腐化している場合すら考えられる。年金も，医療も，社会福祉も，大きく変わろうとしている時だけに，是非とも毎年のように手を入れて頂きたいのである。